

第 1 回 第 1 農地部会 議 事 録

日 時 平成 29 年 1 月 18 日 (水) 午前 10 時 00 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員
おおた やすひろ おおた よしまさ たむら あきら
1 太田 泰弘 ・ 2 太田 義政 ・ 4 田村 明
きた よしゆき いしい やすひろ かわぐち くにじ
8 喜多 義幸 ・ 9 石井 康宏 ・ 10 川口 邦次
よこやま はくお あさお てつや ひらい ひでつぐ
11 横山 帛生 ・ 12 浅生 哲也 ・ 13 平井 秀次
さの こ かわべ ちあき
19 佐野 すま子 ・ 24 川邊 千秋

以上 11 名

欠席委員
さかくら ゆきみつ さかの だいてつ まえかわ ようこ
3 坂倉 行光 ・ 21 坂野 大徹 ・ 5 前川 洋子

出席部会員外委員
会長 もりやま たかゆき
守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 きた よしゆき
喜多 義幸

事務局職員 奥野事務局長 ・ 鈴木次長 ・ 竹田主査

総合支所 河芸：樽井担当副主幹 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 かわぐち くにじ よこやま はくお
10 川口 邦次 ・ 11 横山 帛生

事 項

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出取消願について
- 報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
- 報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
- 報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
- 報告第 8 号 時効取得による所有権の移転について

報告第 9 号 買受適格証明願（公売）について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃貸借権）

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）

議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願及び事業計画変更承認について

議案第 8 号 非農地証明願について

議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長

それでは第 1 回第 1 農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は、3 番の坂倉委員 21 番の坂野委員
5 番の前川委員の 3 名で、出席委員は 11 名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
10 番 川口邦次委員 11 番 横山帛生委員よろしくお願ひします。
まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第 1 号から
第 9 号まで、事務局から一括して報告をお願ひします。

事 務 局

それでは報告事項について報告させていただきます。大変失礼ですが、座って説明させていただきます。よろしくお願ひします。
議案書の 1 ページから 3 ページをお願ひいたします。
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、でございます。
番号 1 から 19 で、3 ページをお願ひします。
件数は合計で 19 件、合計面積は 52,174 m²、このうち田が 45,925 m²、畑が 6,249 m²でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
4 ページから 10 ページをお願ひいたします。
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてでございます。
番号 1 から 14 で、10 ページをお願ひします。
合計で件数は 14 件、合計面積は 61,981.21 m²で、その内訳は田が 50,305.21 m²、畑が 11,676 m²でございます。これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が宅地や雑種地などになっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

11ページをお願いいたします。

報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、駐車場用地

番号2、一般個人住宅用地

番号3、駐車場用地

番号4、農業用倉庫兼作業場用地

番号5、駐車場用地

番号6、居宅・庭園・駐車場用地

番号7、植林

番号8、長屋住宅用地

以上、件数は8件で、合計面積は3,799㎡、このうち田が1,074㎡、畑が2,725㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出取消願いについてでございます。

次のページの報告第5号で番号1、番号2をご覧ください。

同じ土地で2件の申請となっておりますが、このうち11月24日に受理した番号2の案件につきまして、受人に変更が生じたため、これを取り消すものです。

13ページ、14ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、番号2を取り消して新たに提出された案件で、一般個人住宅用地です。

番号2、先ほど、報告第4号で取消をさせていただいた案件です。

番号3、貸駐車場用地

番号4、長屋住宅用地

番号5、駐車場用地

番号6及び番号7、宅地分譲用地

番号8及び番号9、駐車場用地

番号10、資材置場用地

番号11、駐車場用地

14ページをお願いいたします。

番号12、社員寮用地

以上、件数は12件で、合計面積は6,791㎡、この内訳は田が5,346㎡、畑が1,445㎡でございます。

15ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、土砂置場及び駐車場用地としての一時転用

番号2、駐車場用地

番号3、太陽光発電施設用地

以上、件数は3件で、合計面積は2,086㎡、この内訳は田が1,594

m²、畑が492m²でございます。

16ページをお願いいたします。

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、駐車場用地としての一時転用

番号2、太陽光発電施設用地

件数はこの2件で、合計面積は畑で1,428m²でございます。

17ページをお願いいたします。

報告第8号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 _____、申請地は畑で面積51m²、取得年月日は昭和59年9月3日でございます。

番号2、権利者 _____、申請地は畑で面積12m²、取得年月日は昭和59年9月3日でございます。

番号3、権利者 _____、申請地は畑で面積245m²、取得年月日は平成8年1月1日でございます。

以上、件数は3件で、合計面積は畑で308m²でございます。

いずれの案件も、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

18ページをお願いいたします。

報告第9号 買受適格証明願（公売）についてでございます。

番号1 市街化区域内農地の公売に参加するための買受適格証明願で、願出人は、_____、落札後は、太陽光発電施設用地に転用されます。

面積は畑で603m²でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。19ページ、20ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 楡形、受人 _____、面積15,308m² 渡人 _____、面積122m² 申請地 分部狐ヶ谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積122m²。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 藤水、受人 _____、面積18,109.12m² 渡人 _____、面積3,523m² 申請地 藤方下八木田 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積680m²。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 高茶屋、受人 _____、面積19,551m² 渡人 _____、面積4,343.15m² 申請地 高茶屋小森町中

山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積495㎡外1筆 合計面積990㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 大里、受人 _____、面積17,150㎡ 渡人 _____、面積8,982㎡ 申請地 大里窪田町松本_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,983㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 黒田、受人 _____、面積19,008㎡ 渡人 _____、面積8,545.32㎡ 申請地 河芸町三行小林_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,803㎡外5筆 合計面積4,844㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 明、受人 _____、面積7,180㎡ 渡人 _____、面積15,212㎡ 申請地 芸濃町楠原御手洗_____、台帳地目・現況地目とも田、面積534㎡外1筆 合計面積1,843㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 安西、受人 _____、面積104,418㎡ 渡人 _____、面積2,131㎡ 申請地 芸濃町北神山上野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積701㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 村主、受人 _____、面積9,114㎡ 渡人 _____、面積9,114㎡ 申請地 安濃町川西藤ヶ森_____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,176㎡、外9筆で合計面積は6,361㎡でございます。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与になります。

番号9、地区 明合、受人 _____、面積7,510㎡ 渡人 _____、面積5,920㎡ 申請地 安濃町野口北興_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積683㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上件数は9件、合計面積は18,207㎡、このうち田が14,879㎡、畑が3,328㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

事務局 はい、議長。1番の楕形でございますけれども、今日、前川委員ご欠席され

ておりますけれども、問題ないということで事前に連絡をいただいておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。番号2番。

太田委員 1番の太田です。藤水の下井委員より問題ないということ聞いております。3番高茶屋も奥山委員の方から問題ないということ聞いております。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。番号4番。

事務局 はい、議長。今日、坂倉委員欠席されておまして、特に問題ないということで、ご連絡いただいておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。番号5番の黒田地区ですが、私の担当する地区になりまして、事務局から説明していただいたとおり、別に問題はありません。番号6番。

川口委員 芸濃担当10番の川口です。別に問題はありません。

議 長 はい、ありがとうございます。番号7番。

石井委員 9番 石井です。小林推進委員と現地調査させていただきまして、事務局のいうとおりで、何も問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。番号8番。

平井委員 13番 平井です。1月6日に現地確認を行いました。推進委員の中山さんも問題なしということで、事務局の説明どおり全く問題はありませんのでよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。番号9番。

浅生委員 12番 浅生です。地元推進委員の藤田委員と現地確認して、問題ありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長 はい。ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については許可することを決定いたします。

次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>はい、議長。21ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区 上野、借人 _____、面積79,344㎡ 貸人 _____、面積5,352㎡、申請地 河芸町東千里東番場_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,011㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、高齢化のため労力不足の貸人と、5年間の賃貸借権を設定し、営農を拡大するものです。</p> <p>件数はこの1件で、この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。この案件は私の担当地区になりますが、私がこの隣で耕作しており別に問題がないと思いますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>皆さんはこの件について、いかがですか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。</p> <p>次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議長。22ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。</p> <p>番号1、地区 辰水、申請者 _____、申請地 美里町日南田中出_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積119㎡です。</p> <p>これにつきましては、昭和63年1月に申請地に倉庫を建築して転用しており、始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。</p>
横山委員	<p>11番 横山です。1月11日に地元推進委員の村田委員と支所職員とで現地調査を行いました。申請地は住宅地内の一角で、既に小屋が建てられておりましたが、始末書も提出されておりますので、事務局の説明どおりであると考えます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言があ</p>

りました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、どうもありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。23ページ、24ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受人 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 神戸西垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積423㎡外3筆 合計面積1,827㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、パネル設置率は、日陰を避けて設置するため、転用面積の29.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安東、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安東町小川 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積672㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、464.94㎡、転用面積の69.1%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 片田、受人 _____ 代表社員 _____、渡人 _____外4名、申請地 片田志袋町坂本 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積935㎡外2筆 合計面積1,311㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、458.3㎡、土地が不整形でありますことから、パネル設置率といたしましては、転用面積の35%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本東豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積34㎡外3筆 合計面積127㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を受人の所有地への進入用通路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安西、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町萩野宮谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積354㎡外2筆で24ページになりますが、合計面積が1,152㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自営業の倉庫及び駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 安西、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町北神山三街 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,090㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を事務所、資材置場、駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は、6,179㎡、このうち田が3,138㎡、畑が3,041㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

事務局 はい、議長。前川委員、今日欠席されておまして、事前に問題ないということでご連絡いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。番号2番。

太田委員 2番 太田です。1月6日に地区担当の足尾委員と事務局とで現地確認いたしました。事務局の説明のとおりでございますが、遊休農地であろうと判断いたしまして有効利用ということでご承認をよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。番号3番。

事務局 はい、議長。番号3番 片田につきましても前川委員の担当地区になります。事前に問題ないということでご連絡いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。番号4番。

川口委員 芸濃担当10番の川口です。地区の鈴木推進委員と一緒に6日に現地調査させていただきました。特に問題ないということで、鈴木委員からご返事をいただきました。あとは事務局の説明どおり、異議はないということでございます。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。番号5番。

石井委員 9番 石井です。地元の推進委員岡本さんと現地確認させていただきました。事務局のいうとおりで何も問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。番号6番。

石井委員 9番 石井です。地元推進委員の小林さんと現地確認をさせていただきました。

て、事務局のいうとおりで何も問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。25ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 大里、借人 _____ 取締役常務執行役員支店長 _____、貸人 _____、申請地 大里小野田町袴谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積4,214㎡の内66㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に1年間の賃貸借権を設定し、申請地をガス管設置工事の仮設ヤードとして一時転用するものです。

農地区分は、農業振興地域の農用地区域内農地になります。

件数はこの1件で、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。

事務局 はい、議長。大里地区で坂倉委員の担当地区ですけれども、本日ご欠席ということで、事前に特に問題ないということで、ご連絡いただいておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。26ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 大里、借人 _____外1名、貸人 _____、申請地 大里睦合町毛抜_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積265㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。

事務局 はい、議長。坂倉委員の担当地区ですけれども、本日ご欠席ということで、これにつきましても問題ないということで、ご連絡いただいておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第6号については許可することに決定いたします。

次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願及び事業計画変更承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。27ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願及び事業計画変更承認についてでございます。

番号1、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 神戸西垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積76㎡外2筆 合計面積1,404㎡。

これにつきましては、昨年5月18日に許可した案件ですが、受人を変更するため、取消願が提出されております。なお、変更後の許可申請は、議案第4号、番号1でご審議をいただいた案件になります。

番号2、地区 明合、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町野口北興_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積683㎡。

これにつきましては、昨年11月18日に転用面積1,745㎡で許可した案件ですが、このうち683㎡につきましては分筆して許可を取り消し、残り1,062㎡につきましては、当初のパネル数量・配置を変更して、引き続き、太陽光発電施設用地とするものです。なお、パネルの設置率といたしましては、42.5%になります。

また、許可の取消願が出ております683㎡につきましては、ブルーベリー畑として利用するため、議案第1号、番号9におきまして農地法第3条のご審議をいただいた案件になります。

以上、件数は2件、合計面積は、2,087㎡、このうち田が1,404㎡、畑が683㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明を終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

事務局 はい、議長。前川委員の担当になります。特に問題ないということで、ご連絡いただいております。

議長 はい、ありがとうございます。番号2番。

浅生委員 12番 浅生です。別に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第7号については承認することに決定いたします。

次に議案第8号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。28ページをお願いいたします。

議案第8号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 一身田、願出者 _____、申請地 一身田上津部田リノ坪_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積165㎡。

これにつきましては、課税証明により、昭和49年に建物が建築されていることが確認できます。

番号2、地区 草生、願出者 _____、申請地 安濃町草生高樋_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積340㎡。

これにつきましては、評価証明により、昭和22年に建物が建築されていることが確認できます。

以上、件数は2件、合計面積は田で505㎡、いずれも農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明を終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

田村委員 はい、4番 田村です。1月6日に地元の佐脇推進委員と現地確認をいたしました。事務局の報告どおりで問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。番号2番。

平井委員 13番 平井です。1月6日に現地確認を行いました。地元推進委員の小林さんからも何も問題ないということでありますので、事務局の説明どおりで問題ございませんので、よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第8号については、証明することを決定いたします。

次に別冊でお配りしました議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

申し訳ありませんが、表紙の議案番号が10号になっておりますが、これを9号にご訂正いただきますようお願いします。それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で85,568㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,941㎡、契約件数は37件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で10,082㎡、契約件数は8件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で92,169㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,990㎡、契約件数は22件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で22,664㎡、畑の使用貸借で1,632㎡、契約件数は7件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で24,510㎡、契約件数は15件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借で2,276㎡、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて237,269㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で5,563㎡、合計契約件数は92件、合計面積は242,832㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。地区別の認定農業者への集積は津地区で21件、河芸地区2件、安濃地区18件、芸濃地区5件、美里地区6件で合計52件、合計面積は184,155㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件につきまして、多数でございますので、ご審議いただくにあたりまして、よろしくお取り計らいいただきますようお願いします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号8についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

入 室

議 長 次に、整理番号63についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

入 室

議 長 次に、整理番号60、ほか2件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議 長 この3件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

入 室

議 長 次に、整理番号74、ほか2件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議 長 この3件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

入 室

議 長 次に、整理番号66、ほか1件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議 長 この2件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

入 室

議 長 次に、整理番号10、ほか27件の_____に関する分についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議 長 この28件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

入 室

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは議案第9号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
以上で第1回第1農地部会を終了いたします。

午前10時52分

上記は、第1回第1農地部会の議事を録したものである。

平成29年 1月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____